

千葉県議会委員会条例

昭和三十一年八月二日
条例第二十号

改正	昭和三十四年	六月一三日	条例第二一号	昭和三十四年	一〇月一三日	条例第三六号
	昭和三十五年	七月五日	条例第二〇号	昭和三十六年	三月三十一日	条例第一一号
	昭和三十八年	五月一五日	条例第二二号	昭和四〇年	七月一日	条例第二八号
	昭和四一年	四月一日	条例第一九号	昭和四二年	五月一六日	条例第一六号
	昭和四三年	三月三〇日	条例第二一号	昭和四四年	三月三十一日	条例第三〇号
	昭和四四年	七月四日	条例第三四号	昭和四五年	四月一日	条例第三一号
	昭和四六年	七月二一日	条例第四六号	昭和四九年	七月三〇日	条例第四二号
	昭和五〇年	三月二二日	条例第二三号	昭和五〇年	五月一五日	条例第二八号
	昭和五二年	七月一九日	条例第二五号	昭和六二年	三月一〇日	条例第九号
	昭和六二年	五月一五日	条例第一五号	平成元年	六月八日	条例第二二号
	平成三年	三月七日	条例第二九号	平成三年	七月二日	条例第三一号
	平成四年	三月二六日	条例第五七号	平成七年	三月一〇日	条例第三七号
	平成一一年	三月二二日	条例第二四号	平成一二年	三月二四日	条例第四〇号
	平成一四年	三月二六日	条例第四号	平成一四年	七月二日	条例第四二号
	平成一六年	三月二三日	条例第六号	平成一七年	二月二二日	条例第四五号
	平成一九年	三月二〇日	条例第三〇号	平成二〇年	三月二八日	条例第二四号
	平成二一年	七月一七日	条例第六九号	平成二三年	三月一八日	条例第二三号
	平成二四年	三月二三日	条例第四二号	平成二五年	三月一日	条例第二五号
	平成二八年	三月二五日	条例第三一号	平成三一年	三月一五日	条例第一七号
	令和五年	三月一七日	条例第一九号			

注 令和五年三月一七日条例第一九号による改正は、令和五年一二月一日から施行につき、直接改正を加えないで点線で囲って記載した。

千葉県議会委員会条例（昭和二十三年千葉県条例第四十号）の全部を改正する。

千葉県議会委員会条例
（常任委員会及び目的）

第一条 県議会に、常任委員会を置く。
2 常任委員会は、その所管に属する議案、請願等の審査及び事務に関する調査を行う。

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管）

第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。

名称	委員の定数	所管
総務防災常任委員会	十二人	総務部、防災危機管理部、出納局、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
総合企画企業常任委員会	十二人	総合企画部、人事委員会及び企業局に関する事項
健康福祉常任委員会	十二人	健康福祉部及び病院局に関する事項
環境生活警察常任委員会	十二人	環境生活部、公安委員会及び県警察に関する事項
商工労働常任委員会	十一人	商工労働部及び労働委員会に関する事項
農林水産常任委員会	十二人	農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項
県土整備常任委員会	十二人	県土整備部及び収用委員会に関する事項
文教常任委員会	十二人	教育委員会に関する事項

全部改正〔平成一六年条例六号〕、一部改正〔平成一七年条例四五号・一九年三〇号・二一年六九号・二三年二三号・二四年四二号・二八年三一号・三一年一七号・令和五年一九号〕

（常任委員の任期）

第三条 常任委員の任期は一年とする。
2 前項の規定による任期が満了し、新たに委員の選任がないときは、なお従前の委員がその職務を行う。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議会運営委員会の設置等）

第三条の二 県議会に、議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員の定数は、十六人とする。

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。

追加〔平成三年条例三一号〕

（特別委員会の設置等）

第四条 特別委員会は、議会の議決により付議する事件を審査するため、必要があるとき、議会

第十七条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上の利害関係ある案件に出席し、発言することができる。

第十八条 委員は、知事その他法律第二百一十一条の規定による関係者の出席を求めるときは、議長を経由してこれをしなければならない。

第十九条 委員が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。議長は、公聴会を開こうとするときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。〔平成二五年条例二五号〕

第二十条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を当該委員会委員長に申し出なければならない。〔平成二五年条例二五号〕

第二十条の二 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らない追加〔平成二五年条例二五号〕

第三 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言は、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。追加〔平成二五年条例二五号〕

第四 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。追加〔平成二五年条例二五号〕

第五 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。追加〔平成二五年条例二五号〕

第六 委員会は、参考人の出頭を求めるときは、議長を経てこれを行わなければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前三条の規定を準用する。追加〔平成三年条例三一号〕、一部改正〔平成一九年条例三〇号・二五年二五号〕

第七 委員会は、これを公開する。

2 委員長は、委員会の秩序を保持するため必要があるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。一部改正〔平成二〇年条例二四号〕

（秘密会）

第二十二條 前条第一項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

注 令和五年三月一七日条例第一九号で、令和五年一月一日から施行

第二十二條に次のただし書を加える。

ただし、第十二條の二第一項の規定により委員会に参加する委員がある場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二〇年条例二四号〕

（職員）

第二十三條 議会の職員は、議長の定めるところにより、委員長の指揮を受け委員会の事務に従事する。

（会議録）

第二十四條 委員長は、職員をして会議録を調製せしめ出席委員の氏名、会議の概要、その他必要事項を記載させ、二人以上の委員とともにこれに署名しなければならない。

2 前項の会議録は議長がこれを保管する。

（会議規則との関係）

第二十五條 この条例に定めるもののほか委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十四年六月十三日条例第二十一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月三十日から適用する。

附則（昭和三十四年十月十三日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年七月五日条例第二十号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月四日から適用する。

附則（昭和三十六年三月三十一日条例第十一号）

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則（昭和三十八年五月十五日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員で、かつ、その任期は、それぞれ当該上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

総合企画総務常任委員会	総務常任委員会
農林水産常任委員会	農林水産常任委員会
健康福祉常任委員会	健康福祉常任委員会
商工労働環境生活常任委員会	商工労働企業常任委員会
都市水道常任委員会	総合企画水道常任委員会
土木常任委員会	県土整備常任委員会
文教常任委員会	文教常任委員会
警察企業常任委員会	環境生活警察常任委員会

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の千葉県議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の千葉県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

附 則（平成十七年二月二十二日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行（中略）する。

附 則（平成十九年三月二十日条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定（同条の表環境生活警察常任委員会の項所管の欄の改正規定に限る。）は平成十九年四月一日から、同条の改正規定（同条の表環境生活警察常任委員会の項所管の欄の改正規定を除く。）は同月三十日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日条例第二十四号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第六十九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員で、かつ、その任期は、それぞれ当該上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

総合企画水道常任委員会	総合企画水道常任委員会
総務常任委員会	総務常任委員会

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の千葉県議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の千葉県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

附 則（平成二十三年三月十八日条例第二十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において総務常任委員会の委員長、副委員長、委員及び委員の任期は、それぞれ総務常任委員会の委員長、副委員長、委員及び委員の任期とする。

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の千葉県議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の千葉県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第四十二号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一日条例第二十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第三十一号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定（同条の表商工労働企業常任委員会の項委員の定数の欄の改正規定に限る。）は、同月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員で、かつ、その任期は、それぞれ当該上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

総合企画水道常任委員会	総合企画企業常任委員会
商工労働企業常任委員会	商工労働常任委員会

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の千葉県議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の千葉県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

附 則（令和五年三月十七日条例第十九号）

この条例は、令和五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年四月三十日から施行する。